

松江市告示第 220 号

松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前		改正後	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第2条 略		第2条 略	
略		略	
補助金の交付 の率又は金額	補助金の交付対象経費の2 分の1の額(1,000円未満切 捨て)とし、次の各号に掲 げる補助事業者の区分に 応じ、当該各号に定める額 を上限とする。ただし、同 一年度内における補助事 業者に対する補助金の交 付は、1回を限度とする。  (1) 略  (2) <u>農業法人</u> 又 は農業従事者3名以上 で組織する団体 申 請1件につき15万円	補助金の交付 の率又は金額	補助金の交付対象経費の2 分の1の額(1,000円未満切 捨て)とし、次の各号に掲 げる補助事業者の区分に 応じ、当該各号に定める額 を上限とする。ただし、同 一年度内における補助事 業者に対する補助金の交 付は、1回を限度とする。  (1) 略  (2) <u>農業を営む法人</u> 又 は農業従事者3名以上 で組織する団体 申 請1件につき15万円
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業者の	補助事業者は、市内に住所	補助事業者の	補助事業者は、市内に住所

範囲	<p><u>又は事務所</u>を有する次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>農業法人</u> _____又は農業従事者3名以上で組織する団体</p>
----	---

範囲	<p>_____を有する次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>農業を営む法人</u> _____又は農業従事者3名以上で組織する団体</p>
----	---

(交付の申請等)

第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、令和4年9月30日までに提出しなければならない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 共同購入者の委任状(電気牧柵・防護柵等を共同で購入する場合)

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(補助金の交付)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

第7条 略

様式第1号(第6条関係) 別紙のとおり

(交付の申請等)

第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、令和3年9月30日までに提出しなければならない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(実績報告)

第5条 規則第12条 \_\_\_\_\_に規定する実績報告書 \_\_\_\_\_に添付する市長が定める \_\_\_\_\_書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

第6条 略

様式第1号（第6条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

氏 名

松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補助事業の名称			
補 助 事 業 の	交 付 決 定 額		円
	交 付 確 定 額		円
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補助金の請求額			円
添 付 書 類	(1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し (2) 請求額内訳書		

補助金の振込口座

金 融 機 関 店 舗 名 等			銀 行 金 庫 組 合	本 店 支 店 出 張 所						
	預金・貯金の種類	普通預金 ・ 当座預金	口座 番号	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
口座名義人	(フリガナ)									
	氏 名									

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。